

住所の変更などをされる方へ 異動の届け出をお忘れなく!

3月は、就職や転勤、入学などで引っ越しをされる方が多い時期になります。住所の変更をされる方や世帯の内容に変更が生じる方は、住民票の異動の届け出が必要です。

住民票は住んでいるところを証明し、保険・年金・医療などの行政サービスの基礎となる大切なものですので忘れずに異動の届け出をしてください。

●届け出の種類

種類		届け出の期間
転出届	町外へ引っ越しするとき	転出予定日の14日前から引っ越し後14日以内に届け出をしてください。
転入届	他の市町村から引っ越しするとき	前住所地の市区町村長が発行した転出証明書をお持ちの上、新しい住所に住み始めてから14日以内に届け出をしてください。
転居届	町内で住所を移したとき	新しい住所に住み始めてから14日以内に届け出をしてください。
世帯変更届	世帯主の変更や、世帯が合併・分離したとき	世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。

●本人確認書類をお持ちください

本人になりすました第三者による虚偽の届け出を防止するため、本人確認を行っています。届け出に来られる方は、次の本人確認書類をお持ちください。

1点の提示で足りるもの	運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、国または地方公共団体が発行した写真付き身分証など
2点以上の提示が必要なもの	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療受給者証、年金手帳、年金証書など

●代理による届け出は委任状が必要です

代理の方が届け出に来られる場合は、依頼を受けたことを確認するための委任状が必要です。

●その他

- ・本人・代理人を問わず、届け出に来られる方の印鑑をお持ちください。
- ・外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を、住民基本台帳カード・個人番号カードの交付を受けている方は、住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちください。
- ・個人番号カードの交付を受けていない方は、届け出の際、異動される方全員分のマイナンバーの通知カードをお持ちください。
- ・住民票の異動に伴い、保険・年金・医療などの手続きが必要となる場合もあります。手続きの内容により、必要な書類などが異なりますので、あらかじめお確かめの上お越しください。
- ・住所の異動をされる方は、円滑な町内会業務の運営のため、お住まいの地区の総代にもお伝えいただきますようご協力をお願いします。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
蟹江!観光・産業振興プロジェクト 物産展示即売会	3月3日(日) 午前9時～午後3時	蟹江町産業文化会館 蟹江町観光交流センター 祭人	無料	蟹江町役場 ふるさと振興課 0567(95)1111
第2回とびしマルシェ	3月24日(日) 午前10時30分～午後2時	飛島村役場特設会場 (飛島村中央公民館 ホール入口付近)	無料	飛島村観光交流協会 (総務部企画課) 0567(97)3462